

日行連発第408号
令和6年6月26日

各単位会長 様

日本行政書士会連合会
会長 常住 豊
許認可業務部
部長 村山 豪彦

「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律の一部を
改正する法律」の公布及び施行、制度の周知等について（依頼）

今般、厚生労働省から、別紙のとおり「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律の一部を改正する法律」が令和6年6月19日に公布・施行され、「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」に基づく補償金の請求期限が令和11年11月21日まで延長されたとの連絡がありましたのでお知らせいたします。

また、補償金の支給手続において、円滑な実施を行うため、市民への制度周知や補償金支給の請求に対する相談支援について協力依頼がありましたので、ご協力くださいますようお願いいたします。

本件については、日行連会員サイトにて周知いたしますが、各単位会におかれましても、会員への周知にご協力くださいますようお願い申し上げます。

【別紙】

- ・「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律の一部を改正する法律」の公布及び施行について（協力依頼）（令和6年6月19日付・健生難発0619第8号）
- ・別紙1：ハンセン病元患者に対する補償金に関するリーフレット
- ・別紙2：ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律関係資料（官報令和6年6月19日発行）

以上